ホームページ運用細則の件

第１条（目的）

本細則は、高津団地五街区管理組合法人ホームページ（以下「ホームページ」という。）の作成、運営および管理に関する事項等について定め、高津団地五街区管理組合員ならびに居住者（以下「居住者等」という。）にたいして広く情報を公開することにより、居住者等の団地内での生活の利便性の向上、情報の交換、共有による住民相互のコミュニケーション作りを目的とする。

第２条（ホームページ管理者及び管理運営）

ホームページの管理者は、高津団地五街区管理組合法人　理事長とし、ホームページの管理運用およびセキュリティ対策を統括する。

２　管理者は、管理組合の管理の下、実際の運用及び管理を適切に行うため、ホームページ運用管理責任者として、事務局長および事務職員に次の任を当たらせる。

①　ホームページの運用管理に関する事

②　ホームページの掲載内容に関する事

③　セキュリティに関する事

④　人権尊重および個人情報の保護に関する事

⑤　電子メールによる意見の情報交流における調整に関する事

⑥　ホームページにおけるその他の問題解決に関する事

第３条（掲載する情報）

ホームページに掲載する情報は、以下の各号に定めるものとする。

①　管理組合、自治会ならびに五街区内各種団体の情報もしくはお知らせ

②　管理事務所からのお知らせ、サービス案内

③　居住者からの意見等の紹介

④　各種サークルの紹介・案内

⑤　地域の情報・お役立ち情報の提供（市役所の情報、防犯防災情報　他）

⑥　他のホームページへのリンク掲載は、著作権を侵害しない範囲で行うものとする

⑦　その他必要と認められた情報

第４条（情報の掲載基準）

下記各号に掲げる事項に関連する情報は掲載しない。

①　公序良俗に反すること

②　営利を目的とすること(理事会で決議された業者広告掲載を除く)

③　他人のプライバシーを侵すもの（居住者等の氏名、住所、電話番号、生年月日等）
但し、居住者等の個人情報、写真等を掲載する場合は、その個人(未成年者の場合は保護者）の同意を得たうえで行う。

④　宗教活動

⑤　政治活動
⑥　不正確な情報の掲載
⑦　私的利用
⑧　その他、運用に支障をきたす恐れのあること

第５条（掲載の差し止め）

ホームページに掲載した内容について、居住者等や関係者から訂正または削除の要請を受けた場合管理者は速やかに対応し、不適切と判断した時は、修正または削除できるものとする。

第６条（費用負担）

ホームページ作成、管理に要する費用は管理組合が負担するものとする。

「附則」

１．広報誌「たかつ」に関する作成、運営、管理についても本細則を準用する。

2. この規定は、２０２０年４月１５日から理事会決議後に施行する。